

京都市訓令甲第 18 号

序 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

平成 29 年 3 月 31 日

京都市長 門 川 大 作

第 3 条第 6 項第 2 号中「ない室」の右に「，元離宮二条城事務所」を加え，同項第 3 号中「及び元離宮二条城事務所」を削る。

附 則

この訓令は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)